

# 外部団体金品受け渡し規則

公益社団法人 東京都山岳連盟

## (目的)

第1条 この規則は外部団体へ渡す手土産代、交通費、タクシー代等を明確にすることを目的とする。

## (外部団体)

第2条 外部団体とは、東京都山岳連盟と懇親のある団体、あるいは今後お世話になる団体をいう。

## (手土産代)

第3条 上限を¥10,000とする。例外が発生する場合は理事会の承認を得ること。

## (交通費)

第4条 電車・バス・タクシー代は、状況に応じ合理的な場合に認める。

## (例外の承認)

第5条 宿泊費等特別な費用が必要な場合は理事の承認を得ること。承認は口頭ではなくメール等文章によるものであること。

## (改廃)

第6条 本規則の改廃は運営委員会の議決を要する。